Hyogo Prefecture

令和７年度
介護保険サービス事業者等集団指導説明資料

運営上の留意事項について
（全サービス共通事項（喀痰吸引関係））

兵庫県福祉部高齢政策課
介護基盤整備班（高年施設担当）

介護職員によるたん吸引等制度について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正案の成立により、平成24年4月より**「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度」（喀痰吸引等制度）が制度化。**

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度（喀痰吸引等制度）

趣旨

介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を認めるもの。

※従来から一定の条件の下にたんの吸引等を実施していた者については、本制度の下でも実施できるために必要な経過措置が設けられている。

実施可能な行為

たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの。

※保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。

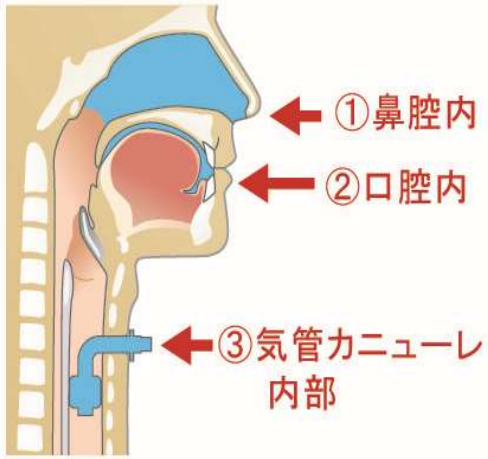

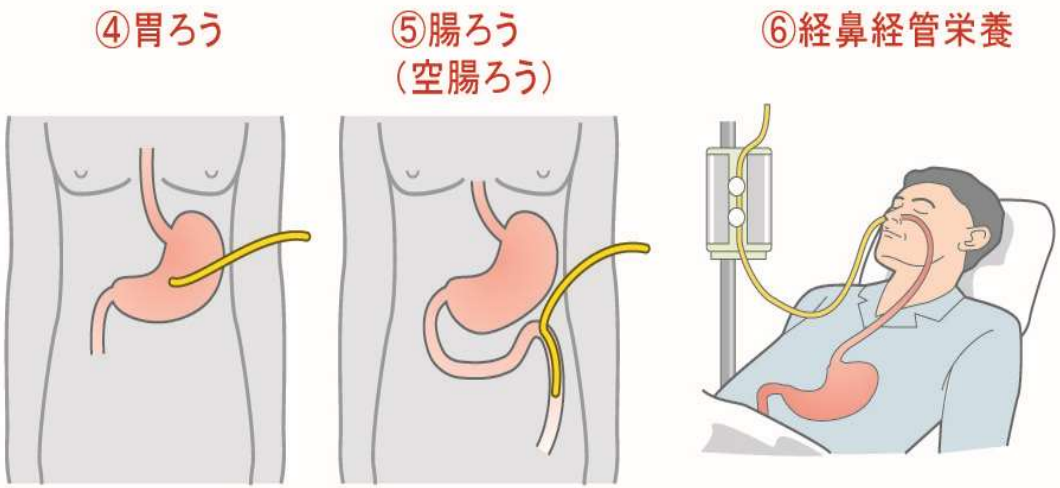

※①②は、咽頭の手前までを限度とする

出典）厚生労働省資料を一部改変

たんの吸引等の行為は医行為です！

介護の事業所・施設で利用者に対してたん吸引等の行為を行う場合は

⚠ 事業所・施設は ⇒ 登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者登録が必要です！

⚠ 従事者は ⇒ たん吸引研修の受講＋認定証取得が必要です！

正しく登録を行わずにたん吸引等の行為を行った場合・・・

行政指導（処分）の対象となることがあります！

介護職員によるたん吸引等制度について

✅ 認定特定行為業務**従事者**の種類とは？

研修の種類	対象者	実施できる行為・内容
１号研修	不特定多数の利用者	すべての行為
２号研修	不特定多数の利用者	研修を受けた行為
３号研修	特定の利用者	研修を受けた行為

⬇

行為の種類とは

- 口腔内のたん吸引
- 鼻腔内のたん吸引
- 気管カニューレ内のたん吸引
- 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 経鼻経管栄養

例）特養に鼻腔内のたん吸引を必要とする利用者が複数名いる場合
⇒２号研修で鼻腔内のたん吸引を修了し、認定証をもらえばよい（１号でも可）

訪問介護でたん吸引を必要とする利用者がいる場合
⇒３号研修で個別の利用者に応じた知識や技術を徹底して体得する。

✅ 登録研修機関とは？

たん吸引の研修を修了したい介護職員に対して、基本研修や実地研修等の研修を行う、いわば研修センターのようなところです（登録研修機関が基本研修、実地研修の修了証明書を交付します）。 37機関が登録されています。
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/tourokuzigyousya.html

✅ **事業者登録**の種類とは？

登録の種類	内　容
登録特定行為事業者	介護職員がたん吸引を行うために必要な登録
登録喀痰吸引等事業者	介護福祉士がたん吸引を行うために必要な登録 ＋実地研修を修了していない介護福祉士に対して、実地研修を行います

※事業者登録はサービス種別ごとに行う

登録喀痰吸引等事業者は、医療的ケアに関する科目を修了した**介護福祉士に対しての実地研修が可能**になりますので、**登録喀痰吸引等事業者への積極的な登録**をお願いします。

（登録研修機関と同様に、事業者が修了証明書を発行可能です。）

（P.7以降に登録の流れを掲載しています）

✅ 認定特定行為業務従事者**認定証**を取得するまでの流れ

Check!

① 登録研修機関（※）において、たん吸引の研修を受講する。（基本研修＋実地研修）
受講する際には、利用者にたん吸引が必要な方が必要です。

※ 県HPの「登録研修機関一覧」を参照の上、直接登録研修機関へお申し込みください。
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/tourokuzigyousya.html

② 研修修了後、登録研修機関から修了証書を受け取る（認定証取得後も紛失しないようにしてください）

③ 県へ認定証の交付申請を行う

＜必要書類＞

・申請書、誓約書
　１号研修・２号研修を修了した方・・・様式5-1（申請書）、様式5-3（誓約書）
　３号研修を修了した方・・・・・・・・・・・・様式5-2（申請書）、様式5-3（誓約書）
・修了証書の写し
・返信用封筒（宛先を記載し、必要分の切手を貼付）

※様式掲載先：https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/tankyuin_ninteitoroku.html

④ 県から認定証の交付を受け取る

Check! 登録特定行為事業者へ登録するまでの流れ

① 事業者の従事者が認定証を取得
② 県へ事業者登録の登録申請を行う
＜必要書類＞
・申請書、従事者名簿、誓約書、業務方法書、安全委員会の設置、各種マニュアル**等**
・法人の定款又は寄付行為、登記事項証明書（原本）
③ 県から登録通知書を受け取る

※なお、登録特定行為事業者に介護福祉士が就業し、喀痰吸引等行為が付記された介護福祉士登録証によりたん吸引等を行う場合、別途、以下により登録喀痰吸引等事業者の登録が必要です。

Check! 登録喀痰吸引等事業者へ登録するまでの流れ

① 介護福祉士証に喀痰吸引の行為の記載がある方が事業所にいる場合、登録します
② 県へ事業者登録の登録申請を行う
＜必要書類（登録特定行為事業者登録に必要な書類に加えて、以下の実地研修関係の資料）＞
・実地研修実施方法書、実施計画書、修了者管理簿、研修講師一覧表等
③ 県から登録通知書を受け取る

〇認定証の申請や事業者登録の申請様式については、県HPの「介護職員等によるたんの吸引等に係る従事者認定・事業者登録等の手続き・様式について」を参照ください。
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/tankyuin_ninteitoroku.html

Check! 登録喀痰吸引等事業者の**実地研修の流れ**

＜実地研修できる条件＞

・事業者が登録喀痰吸引等事業者の登録を受けていること
・事業者で介護福祉士が就業しており、その介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了していること
・実地研修の指導を行う指導者講習会等を修了した看護師がいること

＜実地研修の流れ＞

① 研修実施委員会の設置、損害賠償保険の加入
② 利用者への説明及び同意（同意書）
③ 医師からの指示を受ける（指示書）
④ 実施計画書の作成
⑤ 利用者の状態確認
⑥ 実地研修の実施
⑦ 実地研修の評価
⑧ 実地研修修了証明書の交付
⇒ 公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ登録申請をお願いします。
⇒ その後、介護福祉士証に行為が記載されたら、従事者名簿の変更届を提出してください。

＜その後＞

・交付状況を、実地研修修了者管理簿により県へ毎年４月末までに報告してください。

たん吸引実施までのポイント

１．従事者はたん吸引研修を受けて、認定証の交付を受けましょう。

２．事業所・施設は事業者登録をしましょう。

３．事業者登録の従事者名簿に認定証を受けた従事者を記載しましょう。

従事者は認定証を取得し、事業所・施設は事業者登録を行った上で、事業者の従事者名簿に記載のある方がたん吸引を実施することができます。

✅ たん吸引の実施については、以下の点を適切に守ってください。

Check!

登録基準チェック内容	
認定特定行為業務従事者認定証又は喀痰吸引等行為が付記された介護福祉士登録証の交付を受けた介護職員に喀痰吸引等行為を行わせているか。	喀痰吸引等行為の業務に関して知り得た情報を適切に管理しているか。
喀痰吸引等行為を実施するにあたり、対象者ごとに医師の文書による指示を受けているか（少なくとも６ヶ月に１回は医師からの指示を受けることが必要）。	喀痰吸引等行為の実施状況に関する報告書を対象者ごとに作成して医師に提出しているか（少なくとも６ヶ月に１回は医師からの指示を受ける前には報告書を提出することが必要）。
医師・看護職員が喀痰吸引等行為を必要とする方の状況を定期的に確認するなど、医師・看護師と連携しながら適切に業務を行っているか。	喀痰吸引等行為を必要とする方の状態の急変した場合には、速やかに緊急時の医師・看護職員への連絡を行っているか。
喀痰吸引等行為を必要とする方の個々の状況及び医師の指示を踏まえて、喀痰吸引等行為の実施内容等を記載した計画書を対象者ごとに作成しているか（少なくとも６ヶ月に１回は医師からの指示を踏まえて作成することが必要）。	喀痰吸引等行為の業務の手順等を記載した書類（業務方法書）について、実施方法等を変更した場合、見直しを行っているか。
上記の計画書の内容について喀痰吸引等行為を必要とする方又はその家族に説明し、同意を得ているか。	安全確保のため、定期的に医師・看護師等で構成する安全委員会や、職員研修を実施しているか。
喀痰吸引等行為の業務に必要な備品を備えるとともに、衛生的な管理を行っているか。	

たん吸引等実施にかかる留意点について

Check!

手続き等に不備がある状態で、喀痰吸引等を実施していた事例が確認されています！

令和６年２月１日付け高齢政策課事務連絡 「喀痰吸引等業務の適正実施について」（抜粋）

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等については、法令に基づき兵庫県に事業者登録された高齢者施設、介護サービス事業所等（登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者）において実施されているところです。

今般、一部の介護サービス事業所において、事業者登録の手続き等に不備がある状態で、喀痰吸引等を実施していた事例が確認されました。

喀痰吸引等の行為は医行為に該当し、不適切な実施により、利用者の身体に被害を及ぼす恐れもあることから、都道府県による事業者の登録や従事者の認定のほか、医師、看護師等との適切な連携体制や、施設、事業所内での安全確保等の体制を整備した上での実施が求められます。

喀痰吸引等の登録事業者又は今後に喀痰吸引等の実施を検討されている高齢者施設等、介護サービス事業所の皆様におかれては、今一度、添付の資料等により、喀痰吸引等の基準や手続きを確認いただき、適切な体制での喀痰吸引等の実施をいただきますようお願いします。

（参考）

（兵庫県HP）介護職員等によるたんの吸引等に係る従事者認定・事業者登録等の手続き・様式について
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/tankyuin_ninteitoroku.html

（厚生労働省HP）社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省第126 号
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/02_hourei_04.html

たん吸引等実施にかかる留意点について

■よくあるご質問

Q1.　実地研修を修了したが、たん吸引の行為を行って良いか。

できません。違反となります。

認定特定行為業務従事者**認定証**を取得する必要があります。
その上で、事業者の従事者名簿に記載してください（変更届の提出が必要）。

Q2.　県外（A県）の施設で従事しているが、住民票は兵庫県内である。認定証の交付申請は施設所在地のA県へ行うのか、兵庫県へ行うのか。

兵庫県へ申請してください。
住民票がある都道府県に対して、申請を行うこととなります。

※氏名や住所の変更については、認定証を交付した都道府県に対して変更の手続きを行ってください。